

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第40条の規定による京都市岩倉長谷地区土地区画整理事業の次の者に対する賦課金額決定通知は、送付を受けるべき者が受領を拒んだので、同法第133条第1項及び第2項において準用する同法第77条第5項の規定により当該通知書の送付に代えて、その内容が京都市左京区岩倉長谷町673番地先及び京都市左京区吉田中阿達町1番地京都市左京区役所の京都市揭示場に掲示されている。

平成18年10月26日

京都市長 榊本 頼兼

氏 名	住 所
田井野章浩 田井野範子	京都市左京区岩倉長谷町15番地の9

(建設局都市整備部区画整理課)